

特別養護老人ホーム東総園指定短期入所生活介護 事業所運営規程

平成28年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、特別養護老人ホーム東総園指定短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）に基づく管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態又は要支援状態にある要援護者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう支援するものとする。

2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム東総園
- (2) 所在地 千葉県旭市イの1326番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者1人（常勤、本体施設と兼務） 事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師2人（嘱託、本体施設と兼務） 利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員1人（常勤、本体施設と兼務） 利用者の生活相談、処遇の企

画及び実施等を行う。

- (4) 介護職員16人以上（常勤及び非常勤、本体施設と兼務） 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (5) 看護職員4人以上（常勤、本体施設と兼務） 利用者の保健衛生及び看護業務を行う。
 - (6) 管理栄養士1人（常勤、本体施設と兼務） 食事の献立作成、栄養計算及び利用者に対する栄養指導を行う。
 - (7) 事務職員1人（常勤、本体施設と兼務） 必要な事務を行う。
- （利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、2人とする。

（短期入所生活介護事業の内容）

第6条 事業所は、利用者の介護に当たっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって次の各号に掲げる方法によって行うものとする。

- (1) 一週間に2回以上、適切な方法により、利用者に入浴させ、又は清しきを行う。
- (2) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- (3) おむつを使用せざるを得ない利用者については、おむつを適切に交換する。
- (4) 利用者の離床、着替え及び整容等の介護を適切に行う。
- (5) 常時1人以上の介護職員を介護に従事させる。
- (6) 利用者の負担を考慮し、事業所の職員以外の者による介護は原則受けさせない。

（サービスの取扱方針）

第7条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況等に応じて適切な処遇を行うものとし、介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮しなければならない。

- 2 職員は、サービスの提供に当たり、利用者又は家族に対して、必要事項をわかりやすく説明するものとする。
- 3 職員は、利用者本人又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはな

らない。

- 4 職員は、緊急やむを得ず身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにそのやむを得ない理由を記録しなければならない。
- 5 事業所は、サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(食事の提供)

第8条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況及び嗜好を考慮したものとし、利用者の自立支援に考慮して可能な限り離床して食堂で行うよう努め、時間は、おむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 朝食 午前8時
- (2) 昼食 午後0時
- (3) 夕食 午後6時

(機能訓練)

第9条 事業所は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むための必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第10条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行うものとし、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、その短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、法令等に定める額を利用者から受領するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した場合に利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 事業所は、前2項に規定するもののほか、別表に掲げる費用を徴収する。
- 4 前3項の費用の額にかかわるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は利用者の家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。
- 5 通常の送迎の実施地域以外の利用者の送迎に関する費用は、これを徴収しない。

(通常の送迎の実施地域)

第12条 通常の送迎の実施地域は、旭市の区域内とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、管理者、医師、介護職員及び看護職員等の施設職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2 利用者は、事業所の設備及び備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用するものとし、これに反し使用したことにより事業者に損害が生じた場合は、これを賠償するものとする。

3 この規程に定めるもののほか、サービス利用に関し必要な事項については、契約書及び重要事項証明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 事業所は、利用者の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(掲示)

第16条 事業所は、事業所内の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務の体制等を掲示するものとする。

(勤務体制の確保)

第17条 事業所は、利用者に対して適切な指定短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

2 事業所は、職員の資質の向上を図るため、研修の機会を次の各号に掲げるとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年3回

(衛生管理)

第18条 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、定期健康診断など必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

(苦情処理)

第19条 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に対しての利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第20条 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。退職の後も同様とする。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

種別	金額	備考
食事の提供に要する費用 （1日当たり）	1,600円	介護保険負担減額証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。 ただし、入退所時については、次の区分に応じて徴収する。 朝食 400円 昼食 650円 夕食 550円
滞在に要する費用（多床室・1日当たり）	840円	介護保険負担減額証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている額とする。
利用者が選定する特別な食事の費用	実費	
理美容代	実費	
日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの	実費	